

（仮称）みらい平東地区の都市計画変更に関する 公聴会の開催と原案の縦覧について

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5102）
県土木部都市局都市計画課
☎ 029 - 301 - 4592 ※県決定案件のみ

（仮称）みらい平東地区の 都市計画変更に関する公聴会

都市計画法第 16 条第 1 項の規定により、公聴会を開催します。公聴会では、原案に対して公述人として意見を述べるすることができます。希望する方は、期間内に公述申出書を提出してください。※公述申出者が多数の場合は意見内容を考慮のうえ、公述人を選定します。
※公述申出者がいない場合は公聴会は開催されません。

開催日時・内容	○6月3日(火) 午前 10 時 30 分～ 【市決定案件】土地区画整理事業の決定、用途地域の変更	○6月3日(火) 午後 1 時 30 分～ 【県決定案件】区域区分の変更、下水道の変更
開催場所	市役所谷和原庁舎 2 階 第 1・2 会議室	
縦覧・提出期間	5 月 19 日(月)～ 27 日(火) ※土・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
提出方法	郵送または窓口で提出 ※公述申出書の様式は、下記縦覧場所および市ホームページから取得できます。	
提出先	○「土地区画整理事業の決定、用途地域の変更」について 〒300 - 2492 つくばみらい市加藤 237 つくばみらい市長 小田川 浩(つくばみらい市都市計画課扱い) ○「区域区分の変更、下水道の変更」について 〒310 - 8555 水戸市笠原町 978 - 6 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)	
縦覧場所	【県決定案件】県都市計画課、【県決定案件および市決定案件】市都市計画課	

（仮称）みらい平東地区 地区計画原案の縦覧

都市計画法第 16 条第 2 項ならびに、これに基づく市条例の規定により原案を縦覧に供します。原案に係る区域内の土地所有者と利害関係を有する方は意見書を提出することができます。希望する方は、期間内に意見書を提出してください。

縦覧期間	5 月 12 日(月)～ 26 日(月)
提出期間	5 月 12 日(月)～ 6 月 2 日(月) ※土・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
提出方法	郵送または窓口で提出 ※意見書の様式は、下記縦覧場所および市ホームページから取得できます。
提出先	〒300 - 2492 つくばみらい市加藤 237 つくばみらい市長 小田川 浩(つくばみらい市都市計画課扱い)
縦覧場所	市都市計画課

市LINE 公式アカウントから 手続きをスムーズに！



市 LINE 公式アカウントから、伊奈庁舎・谷和原庁舎・みらい平市民センター窓口の待ち時間をリアルタイムで確認し、混雑を避けてスムーズに手続きを行うことができます。
さらに、スマートフォンなどから事前に申請書に入力できるため、窓口での手続きがよりスムーズになります。
☎ 伊奈庁舎行政経営デジタル戦略課（内線 1400）

事前に作成できる申請書

- 証明書発行に関する手続き 住民票の写しの交付申請、印鑑登録証明書の交付申請
引っ越しに関する手続き 転居届の申請、転入届の申請、転出届の申請

操作方法

1

『窓口に行く前に』をタップ

LINE のメニュー画面で
「窓口に行く前に」をタップ

2

窓口に行く前に
以下より選択してください。
窓口待ち時間
申請書事前作成

「窓口待ち時間」または
「申請書事前作成」をタップ

市LINE 公式アカウント お友だち募集中！

QRコードを読み込んで、
市 LINE 公式アカウント
(@tsukubamiraicity) を
お友だち追加！

